

出生届書記入上の注意について

- 届書は日本語でご記入ください。
- 届書は永年保存されますので、鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。
- 届書に記載した文字等を訂正・加入・削除するときは、ホワイトアウト（修正液、修正テープ）等は使用できません。訂正前の文字が判別できるよう誤字の上に二重線を引いて訂正してください。印鑑・拇印（右手親指）は任意です。

➤ 届書左上の届出年月日

- 領事窓口へ直接提出する場合はその提出日、郵送する場合は届書の記入日になります。

➤ 生まれた子欄

(1) 子の氏名

• 嫡出子（ちゃくしゅつし）の氏（Last Name）

婚姻中の父母の間に生まれた子を嫡出子（ちゃくしゅつし）といいます。日本人父または母の戸籍上の氏と同じとなります。なお、子が生まれる前に外国の方式で結婚している方で、日本側（市区町村役場、大使館・総領事館）にまだ「婚姻届」を提出していない場合は、婚姻届も同時に提出してください。

• 非嫡出子（ひちゃくしゅつし）の氏（Last Name）

法律上の婚姻関係にない男女の間に出生した子を非嫡出子といいます。嫡出でない子は、**特別の場合を除いて日本人である母の氏（Last Name）を称します。**婚姻していない日本人父と外国人母との間に生まれた子については、母の胎内にいる間に日本人父から認知（胎児認知）されている場合には出生によって日本国籍を取得しますが、出生後に日本人父が認知した場合には、出生のときに法律上の親子関係があったことにはなりませんので、原則として、出生によっては日本国籍を取得しません。

• 子の名（First Name）

- a) 子の名に使用する文字は、**常用漢字および人名用漢字・カタカナ・ひらがな**のいずれかと限られています。なお、「ㇿ」「ゐ」「エ」「ゑ」「ヲ」「を」は、カタカナ・ひらがなに含まれません。必ず使用可能な日本文字にて誤解が生じないように字画などに注意をした上で明瞭に記入する必要があります。また、戸籍記載上の誤記を防ぐために、小さい「ヤ」や「ヨ」などは、小さい字体であることが、判るようにはっきりと書いてください。

長音符号の「ー」は、すぐ前の音を延ばすときに限って使用可能です。同じ音の繰り返しに用いる「ゝ」および「ゞ」や同じ字の繰り返しに用いる「々」は、すぐ前の文字の繰り返しに使う場合に限り、使用することができます。

外国文字（アルファベット等）や「・」（なかてん）、「,」（コンマ）、「.」（ピリオド）等の符号を使用することはできません。

同一戸籍内においては、同籍者が除籍（じょせき）されている場合を除き、同一戸籍内に在籍している人と同じ名を付けることはできません。

- b) 届書に記載する子の名には「よみかた」を記載してください。

- 父母との続き柄（つづきがら）

- a) 同一戸籍内にあるとないに拘らず、**父母を同じくする子について、生まれた順により、「長男/長女」「二男/二女」等と記載**します。また、出生届を 3 ヶ月以内にしなかったため、または、他の理由により日本国籍を有していない兄・姉がある場合でも、その兄姉を含めて記入し、出生届書の<その他欄>に、例えば、『長男/長女は国籍を留保しなかったため、日本国籍はありません』のように記載してください（後述）。

嫡出でない子についても、父の認知の有無にかかわらず、母が分娩した嫡出でない子の出生の順により、「長男/長女」「二男/二女」等と記載します。なお、既に戸籍に記載されている嫡出でない子の父母との続き柄の記載を「男/女」から「長男/長女」等へ更正を希望する場合は、所定の「申出書」を提出していただく必要があります。

- b) 双生児またはそれ以上のときは、先に生まれた者が兄または姉となりますので、その順番で「長男/長女」、「二男/二女」等と記載してください。なお、出生届書は一人一人につき最低 2 枚ずつ記入する必要があります。

(2) 生まれた時間

- 出生届書記入の際は、24 時間制ではなく、12 時間制で記入してください。
夜中の 12 時は午前 0 時。昼の 12 時は午後 0 時となります。
- 大使館所定の出生証明書（Certificate of Live Birth）ではなく、州政府発行の出生登録証明書（Certificate of Vital Record/Certificate of Live Birth）を提出する場合で、その出生登録証明書に出生時刻が記入されていない場合でも、出生時刻を上記の例のようにこの欄に記入し、更に届書の<その他欄>に出生時刻についての申し立てを記入してください（詳細後述）。

(3) 生まれたところ

- 英文出生証明書に記載されている住所を、**で日本式に国名から順に番地まで**を正確に書いてください。病院名と郵便番号（Zip Code）は記入しないでください。

郡市町村についても各自で確認をした上で、△△郡や〇〇市などと記入してください。

- 《例》
- ・ 2520 Massachusetts Ave., NW, Washington, DC
→ アメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントン市北西マサチューセッツ通り 2520 番地
 - ・ 9901 Medical Center Drive, Rockville, MD
→ アメリカ合衆国メリーランド州ロックビル市メディカルセンタードライブ 9901 番地
 - ・ 3300 Gallows Road, Falls Church, VA
→ アメリカ合衆国バージニア州フォールスチャーチ市ギャロウズ通り 3300 番地
 - ・ 1701 N. George Mason Dr., Arlington, VA
→ アメリカ合衆国バージニア州アーリントン郡北ジョージメイソン通り 1701 番地

(4) 生まれた子の住所・世帯主

- 現住所を**日本式に国名から番地まで**記入してください（記入例上記 3）参照）。アパート等の部屋番号がある場合は、「番地/番」の後に記入してください。郵便番号（Zip Code）は記入しないでください。
- 世帯主の氏名を姓、名の順に記入してください（外国人の氏名は、姓、名の順にカタカナで記入）。
- 世帯主が子の父または母の場合、**「子」と記入**し、祖父母の場合は「子の子」と記入してください。

➤ 生まれた子の父と母欄

(5) 父母の氏名

- 日本人の父または母については、戸籍に記載されているとおりの氏名を記入してください。
- 外国人の父または母については、日本人である夫または妻の戸籍の身分事項欄に記載されている氏名と同じ氏名（婚姻届により日本側に届け出た外国人配偶者の氏名）をカタカナで「姓（Last Name）、名（First Name）」の順に記入してください。なお、Middle Nameがある場合はFirst Nameの後に続けて記入してください（通常、外国人配偶者のFirst NameとMiddle Nameの間に「・」（中ポツ）や「,」（コンマ）は、戸籍の身分事項欄に記入されていませんので、スペースを空けるかそのまま続けて記入）。なお、大韓民国（韓国）や中華人民共和国（中国）籍の人について、日本人配偶者の戸籍の身分事項欄に記載されているとおりに記入してください。
- 嫡出でない子（婚姻していない父母の間に生まれた子）の場合は、出生届書の父欄は空欄（無記入）とし、母欄のみを記入します。
- 生年月日（父/母）
 - (a) 日本人の父/母については、元号で記入します。
 - (b) 外国人の父/母については、西暦で記入します。
- （子が生まれた時の年齢）：「子が生まれた日」の父母の満年齢を記入してください。

(6) 本籍および国籍

- 戸籍のとおりに入力してください。
- 非嫡出子（父母が婚姻していない場合）は、日本人母の戸籍に入るため、母の本籍と筆頭者を記入します。ただし、母が筆頭者となっていない場合は、今現在（出生届提出前）の本籍と筆頭者（母の父/母）を記入し、届書の<その他欄>に、例えば、『母につき、東京都千代田区霞が関2丁目2番に新戸籍を編製し、子が入籍する。』などと記入することにより、子の母を筆頭者とした新しい戸籍を設けることとなります。新本籍については各人において当該市区町村役場に本籍地の設定が可能かどうか予め確認してください。

《例》東京都千代田区霞が関2丁目2番

上記番地の後に「2号」（本籍には、号のような住居番号は通常含まれません）を付けたり、「2の2」や「2-2」のように略さないで、正しく記入する必要があります。

今までとは別の市区町村に本籍を設定するときは、届書等を今までの本籍地役場と新しい本籍地役場の両方に送付するため、届書等の提出書類の通数が多くなりますのでご了承ください。

(7) 同居を始めた時

- 人口動態調査の参考資料となるため、父母が同居を始めたとき、または結婚したときのいずれか早い方の年月を元号で記入してください。

(8) 子が生まれたときの世帯のおもな仕事

- 各項目をよくお読みになり、該当するところをチェック☑してください。

(9) 父母の職業

- 国勢調査の実施される年（西暦の末尾が0または5の年）の4月1日から翌年の3月31日の間に生まれた子について届出をされる場合は記入してください。

➤ その他欄

- 日本国籍を留保する欄に署名してください（捺印は任意）

※父母のいずれか一方が署名できます（捺印は任意）

日本国籍を留保する旨の意思表示は父または母が行う必要がありますが、父または母が意思表示できないときは、法定代理人が署名してください。なお、米国内で出生したことにより重国籍となった日本人は、国籍法の規定に従い、満20歳に達するまでにいずれかの国籍を選択しなければなりません。期限までに国籍の選択をしない場合は、日本の国籍を失うことがありますので、ご注意ください。

- その他欄：ここには何も記入しないでください。

➤ 届出人欄

- 資格
 - a) 嫡出子については、原則として、**子の父または母（外国人でも可能）が届出人となります。**なお、子の出生前に父母が離婚をした場合には、母が届出をしなければなりません。
 - b) 嫡出でない子（父母が婚姻していない場合）については、日本人である母が届出人となります。
 - c) 子の父/母が死亡、行方不明等により届出できないときは、法定代理人、同居者、医師、助産婦、その他の立会者、公設所の長等が届出することになります。

- 住所

前述の〈生まれた子の住所〉欄と同じ内容、または、「(4) 欄と同じ」と記入してください。

- 本籍と筆頭者の氏名

前述の(6) 〈本籍および筆頭者〉欄と同じ内容、または「(6) 欄と同じ」と記入してください。戸籍に記載されている筆頭者（ひっとうしゃ。戸籍の一番はじめに記載されている人のことを指します）の氏名を記入してください。

- 署名

印鑑・捺印は任意です。

➤ 欄外の記載

- 出生届書の最下段欄外余白に、届出人の米国内の現住所、昼間連絡が可能な電話番号、およびEメールアドレスを記入してください。
- この欄外に英語で記載する住所と上記「(4) 生まれた子の住所」欄の日本語で記入する住所は内容を一致させてください。